

チェーンゲート及び送信機使用細則

チェーンゲートについての取扱いを次の通り本細則により定める。
本細則は管理規約第 18 条に定める使用細則とする。

第 1 章 装 置

第 1 条 (チェーンゲートの設置場所)

チェーンゲートはグリーンシティ西側及び南側出入口に設置する。

第 2 条 (装置の開閉)

敷地内への車両の出入口は、送信機又は団地管理組合法人の管理事務所の指示による操作により、前条のゲートを開閉して行う。ただし、南側出入口については、団地管理組合法人理事会が定めた時間内は開放しておくものとする。

第 2 章 送 信 機

第 3 条 (送信機の利用者)

送信機は、駐車場契約者及び団地管理組合法人が承認したものに限り使用することができる。

2. 送信機の所有数は、駐車場契約台数、又は駐車場を契約していない住戸については、1 台を限度とする。

第 4 条 (送信機の損壊、故障)

送信機が損壊、又は故障した場合は、直ちに団地管理組合法人に届出なければならない。

損壊、故障の送信機は、使用者がその責任においてメーカーへ修理依頼する。

なお、送信機の電池等は、使用者の負担とする。

第 5 条 (送信機の紛失、盗難)

送信機を紛失した場合は理事会が定める所定の手続きを経て、団地管理組合法人が流用の恐れがないと認めたときは代金を納め再交付を受けることができる。

2. 盗難の場合は当該者が所轄署に盗難届を提出し、その写しを理事会に提出して、団地管理組合法人が、流用の恐れがないと認めたときは代金を納め再交付を受けることができる。
3. 紛失、盗難の送信機を後日発見した場合は、直ちに団地管理組合法人に返還しなければならない。

第 6 条 (送信機のない車両の取扱い)

送信機のない車両は、原則として西側入口を通り抜けることはできない。

ただし、下記の車両、又は事前に別書式にて届出があり団地管理組合法人が承認した車両については管理事務所の指示により出入りを認める。

- (1) 郵便車
- (2) 大型物品搬入車
- (3) 冠婚葬祭車
- (4) その他団地管理組合法人が認める車両

2. 南側出入口は、第 2 条に定める時間帯を除いて送信機のない車両の出入りを認めない。

3. 消防車、救急車、パトカー、工事車両（団地管理組合法人の工事関係車両）については、前項にかかわらず随時、管理事務所の操作により出入りを認める。

第 7 条（送信機の使用制限）

居住者は、送信機の使用に当たって下記事項を厳守しなければならない。

- (1) 送信機は団地管理組合法人が認めない第三者に貸与してはならない。
 - (2) 敷地内交通標識に従い、スピード違反や違反駐車のないこと。
 - (3) 別途定める来客駐車場使用細則を厳守すること。
2. 居住者が前項の規定に違反したときは、団地管理組合法人は催告等なんら手続きを要せず駐車場の使用契約を解除することができる。
 3. 送信機の使用者が前項の規定に違反したときは、送信機の返還を求めることができる。
 4. 転出者及び団地管理組合法人より送信機使用の承認を取り消されたものは、直ちに送信機を返還しなければならない。
ただし、この場合送信機の代金は返還しない。

第 3 章 付 則

第 8 条（細則に定めのない事項）

この細則に定めのない事項については、団地管理組合法人の判断により処理するものとする。

第 9 条（改 廃）

この使用細則の改廃は理事会の決議を経たのち、団地管理組合法人の団地総会の決議を得るものとする。この場合において団地管理組合法人の団地総会決議は、組合員総数の2分の1以上、議決権総数の2分の1以上の賛成を要する。